コーポレート・ガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2026 年 10 月 26 日
ジャパンホームシールド株式会社
代表取締役 勅使河原 隆巳
問合せ先： 取締役 経営管理本部長 山路 浩尉 03-5624-1545

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社グループは「地盤と建物の技術を拓き、確かな品質で、より良いくらしの未来を創造します」をミッションとして掲げ、住まいにおける万が一をなくし、安全で豊かな暮らしの実現に向けて、地盤と建物に関する技術と品質の向上に取り組んでおります。また、株主、お客様、取引先、従業員等のステークホルダーの期待に応え、持続的な企業価値の向上を図るためコーポレート・ガバナンスの強化及び充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則１－２④ 議決権電子行使環境の整備および招集通知の英訳】
当社は、現時点において、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳を実施しておりません。今後は、株主構成、機関投資家及び海外投資家の比率等を踏まえ、必要に応じて議決権行使の環境整備及び招集通知の英訳について検討してまいります。

【補充原則２－４① 多様性の確保についての開示】
当社は、人材の多様性の確保が持続的な成長に不可欠であるとの認識のもと、性別・国籍・中途採用者・新卒採用者の別を問わず、能力・適性に応じた採用・登用を推進するとともに、従業員が能力を発揮できる職場環境の整備に取り組んでおります。
管理職登用においては、事業成長に必要な専門性や経験を重視し、中途採用者の登用を積極的に行っており、現在、管理職層の多くを中途採用者が占めております。
一方で、女性の管理職登用は十分とはいえず、継続的な課題として認識しております。そのため、女性人材の母数拡大及び育成に取り組んでおります。今後は、当社の人員構成や事業の状況等を踏まえ、女性･外国人･中途採用者の管理職登用に関する測定可能な目標の設定と開示方法を検討してまいります。

【補充原則３－１② 英語での情報の開示・提供】
当社は、現時点において、英語での情報の開示・提供を行っておりません。今後は、海外投資家の比率

を踏まえ、英語による開示、IR サイトの整備について検討してまいります。

【補充原則４－１③　最高経営責任者等の後継者計画】
当社は、現時点において、最高経営責任者等の後継者計画を明文化したものは策定しておりません。今後は、指名・報酬委員会において、後継者育成の方針、選任のプロセス等について十分に審議を行い、適切に検討してまいります。

【補充原則４－２①　中長期的な業績と連動する報酬】
当社の取締役報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬委員会における審議を経て、その答申を踏まえて取締役会で決定しています。
今後は、必要に応じて中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との適切な割合等について検討してまいります。

【補充原則４－８③　支配株主を有する上場会社(独立社外取締役３分の１以上の選任又は特別委員会の設置)】
当社は、現時点において支配株主を有しておりますが、独立社外取締役の人数は取締役総数の 3 分の 1 には至っておらず、また、独立社外取締役を含む特別委員会は設置をしておりません。
もっとも、支配株主と少数株主との間に利益相反が生じ得る重要な取引・行為については、独立社外取締役の関与のもと、取締役会において慎重に審議・検討を行うこととしており、少数株主の利益保護に配慮したガバナンス体制を確保しております。
今後は、株主構成や利益相反リスクの状況等を踏まえ、必要に応じて、独立社外取締役の増員や特別委員会の設置等、ガバナンス体制の強化について検討してまいります。

【補充原則４－11 ③　取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】
当社の取締役会には、社外取締役３名及び社外監査役２名が出席し、それぞれの専門分野における豊富な経験と知識に基づき、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主利益の保護の観点から、経営の監督に加え、経営戦略、ガバナンス、リスク管理等に関する適切な助言・提言を行っております。また、取締役会資料の事前共有等により審議の活性化及び取締役会の実効性の向上を図っております。
今後は、取締役会の実効性について分析・評価を定期的に行い、その結果の概要を開示することを検討してまいります。

なお、コーポレートガバナンス・コード（2021 年６月版）に基づき記載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４　政策保有株式】
＜政策保有に関する方針＞

当社は、政策保有株式（純投資目的以外の目的で保有する上場株式）は保有しておりません。もっとも当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合には、例外的に保有する可能性があります。

＜保有の合理性の検証・議決権行使等＞

事業戦略や取引関係の維持・強化等の観点から例外的に政策保有株式を保有する場合には、毎年取締役会において、中長期的な経済合理性及び資本コストに見合った便益・リスクの有無等について具体的に検証いたします。また、政策保有株式の議決権行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上及び当社の持続的成長に資するか否かを総合的に勘案し、適切に判断いたします。

【原則１－７　関連当事者間の取引】

当社は、「職務権限規程」及び「関連当事者取引管理規程」を定め、関連当事者との取引並びに役員・主要株主等との取引を行う場合には、当該取引の重要性及び性質に応じて、その合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性等を審議し、利害関係を有する取締役を除いた取締役会の承認を得ることとしております。これにより、関連当事者取引に伴う利益相反が生じないよう適切に管理し、少数株主の利益を害することのないよう監督しております。

【補充原則２－４①　多様性の確保についての開示】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご参照ください。

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金のアセットオーナーとして運用を行う企業年金制度を導入しておりません。

【原則３－１　情報開示の充実】

（ｉ）会社の目指すところ（経営理念等）については、当社のコーポレートサイトにおいて開示をしております。また経営戦略、中期事業計画についても、決算説明資料等を通じて開示を予定しております。

（ii）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社のコーポレート・ガバナンス方針として開示を予定しております。

（iii）当社は、当社の個別報酬の決定等について、取締役会における報酬決定プロセスの客観性及び透明性を高めるため、任意の諮問機関である指名・報酬委員会を設置しております。

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社への貢献、職務の内容・重要度及び職務遂行状況等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会における審議を経たうえで、その助言、提言を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

監査役の報酬についても、株主総会で決定された総額の上限の範囲内で、監査役会の協議により決定しております。

（iv）取締役候補者の選定にあたっては、代表取締役社長がその職務を通じ、適任であると判断した者を取締役候補者として選定し、指名・報酬委員会に諮問することとしております。取締役会は、指名・

報酬委員会の答申を踏まえ審議の上、取締役候補者として決定することとしております。また、代表取締役の選任にあたっては、リーダーシップや判断力、決断力、先見性などを総合的に勘案して決定する方針です。解任にあたっては会社業績に対する責任等を勘案の上、適正に判断することとしております。監査役候補者については、監査役として必要な知識、経験、専門性等及び監査役会全体のバランスを踏まえ、監査役会での審議・決議を経たうえで、取締役会が決定することとしております。取締役会は、監査役会の同意を得たうえで、監査役候補者を株主総会に付議しております。

（ｖ）当社の取締役候補者及び監査役候補者の個々の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則３－１ ③　自社のサステナビリティについての取り組みと適切な開示】

当社は、持続的な成長及び企業価値向上に向けて、人材育成や働きやすい職場環境の整備に取り組むとともに、事業運営に関するノウハウの蓄積及びシステム開発等への投資を行っております。

今後もサステナビリティへの取組みを推進するとともに、その内容について適切な開示に努めてまいります。

【補充原則４－１ ①　経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示】

当社取締役会は、法令及び定款に定める事項のほか、「取締役会規程」に基づき、経営上の重要事項について決議を行っております。

経営陣に対する委任の範囲については、「職務権限規程」において明確に定めており、取締役会が決定すべき事項と経営陣に委任する事項を区分することで、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できる体制を整備しております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任にあたり、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する基準を踏まえつつ、実質的な独立性が確保されているかを重視して判断することを基本方針としております。

また、独立社外取締役の候補者選定にあたっては、取締役会における率直・活発かつ建設的な議論への貢献が期待できる人物であるかを重視し、専門的知見や経験、発言姿勢等を総合的に勘案しております。

【補充原則４－10 ①　独立した指名委員会・報酬委員会の設置】

当社は取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性及び客観性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。当該委員会は、取締役会の決議によって選定された社内取締役及び独立社外取締役により構成されており、必要に応じて社外監査役の出席を求め、適切な関与・助言を得ることとしております。

【補充原則４－11 ①　取締役の有するスキル等の開示】

取締役の選任に当たっては、当社の取締役会に必要な知識・経験、専門性等を総合的に勘案のうえ、適切な人材を選定しております。また、独立社外取締役については、他社における経営経験を有する者を含めることで、取締役会における多様な視点の確保を図っております。
なお、スキル・マトリックスについては、株主総会等において適切に開示する予定です。

【補充原則４－11 ②　取締役・監査役の兼任状況の開示】
当社は、取締役・監査役が他の上場会社等の役員を兼任する場合には、その内容及び兼任数が当社における職務遂行に支障をきたさない合理的な範囲にとどまっているかを確認したうえで選任しており、その役割・責務を適切に果たすための時間・労力を十分に確保できる状況と判断しております。
なお、取締役及び監査役の主な兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書において開示する予定です。

【補充原則４－11 ③　取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】
【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご参照ください。

【補充原則４－14 ②　取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】
当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針は以下のとおりです。
取締役として必要な知識の習得を図るため、外部セミナーの受講等を推奨しております。また、新任社外取締役・新任社外監査役に対しては、その就任後速やかに当社の事業内容、経営方針及び業務内容等に関する説明を実施することとしております。
さらに、当社は必要に応じて取締役・監査役が外部セミナー等に参加することを推奨しており、その費用は会社が負担する方針としております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主・投資家との建設的な対話を促進するため、必要に応じて、株主・機関投資家・アナリスト向けの決算説明会の開催を検討するとともに、個別面談等を実施してまいります。
また、当社は、株主や投資家との建設的な対話の充実には、適切な情報開示を行うことが重要であると認識しております。この認識のもと、法令に基づく開示に加え、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)についても、当社ホームページ等を通じて積極的に開示し、経営戦略や経営状況に関する情報提供の充実に努めてまいります。

なお、コーポレートガバナンス・コード（2021年６月版）に基づき記載しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示（初回）
英文開示の有無	なし

アップデート日付	―

該当項目に関する説明

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現するためには、資本コストや株価を意識した経営が重要であると認識しております。
今後は、事業成長による収益力の向上に加え、資本効率を意識した経営に取り組むとともに、株主・投資家との対話を通じて市場からの評価を把握し、適時適切な情報開示の充実に努めてまいります。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
MCP５投資事業有限責任組合	4,796,500	68.57
㈱テノックス	2,098,500	30.00
㈱東京カンテイ	100,000	1.43

支配株主（親会社を除く）名	MCP５投資事業有限責任組合

親会社名	なし
親会社の上場取引所	―

補足説明

大株主の状況は、本書提出日現在の状況であります。なお、上場に伴う株式の売出し等により、今後変更となる予定であります。

３．企業属性

上場予定市場区分	スタンダード市場
決算期	２月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は投資ファンドであり、支配株主との取引は原則として想定しておりません。

もっとも、支配株主との取引を行う場合には、少数株主保護の観点から、取引の必要性及び取引条件の妥当性について、独立社外取締役の関与のもと、取締役会において慎重に審議・検討を行い、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名以内
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金井　路子	他の会社の出身者											
友野　直子	弁護士											
又吉　直哉	他の会社の出身者							○				

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金井　路子	○	―	BtoBtoC 分野における卓越した実績、企業設立の経験、並びに上場企業の社外取締役としての豊富な経歴を有しており、その知見を活かし、当社グループのマーケティング戦略及び経営成長戦略の策定・推進に対して、有効な監督及び適切な助言を行うことができると判断したため、独立社外取締役として選任しております。当社と同氏との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。
友野　直子	○	―	人事・労務分野に関する高度な専門知識を有する弁護士であり、上場会社の社外取締役としての経験も踏まえ、コーポレート・ガバナンス及び法務面に関する助言・監督を行うことが期待できるものと総合的に判断し、独立社外取締役として選任しております。当社と同氏との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。
又吉　直哉		主要株主であり、その他の関係会社である株式会社テノックスの取締役であります。	長年にわたり基礎工事・地盤関連事業を展開する株式会社テノックスにおいて、設計部門、施工部門及び技術開発部門の責任者を歴任し、現在は同社取締役として経営に携わっております。建設・地盤分野における豊富な知識と経験を有しており、当社グループの事業運営及び企業価値向上に資する助言・監督を期待し、社外取締役として選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
3	0	1	2	―	―	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
3	0	1	2	―	―	社外取締役

補足説明

当社では、取締役の指名及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を高め、説明責任を強化することにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	３名
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、四半期に１回、監査法人及び内部監査室長の出席のもと三様監査ミーティングを実施しております。三様監査ミーティングでは、監査法人、内部監査室長より、それぞれの監査計画と監査の実施状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を行い、連携の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	２名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	２名

会社との関係（１）

氏名	属性	会社との関係（※１）

		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
増田　光利	公認会計士													
髙　賢一	弁護士													

※1　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増田　光利	○	―	企業経営、財務・ファイナンスに関する高度な専門性並びに豊富な実務経験を有しており、経営の健全性及び効率性の観点から監査･助言を行うことが可能であるものと総合的に判断し、独立社外監査役として選任しております。当社と同氏との間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。
髙　賢一	○	―	財務・ファイナンス、法務・リスクマネジメント、M&A 及びグローバル経営に関する深い知見を有しており、経営に対する監督及び内部統制･リスク管理体制の強化に寄与することが可能であるものと総合的に判断し、独立社外監査役として選任しております。当社と同氏との間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	４名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす全ての社外役員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の役員の報酬等には固定報酬と業績連動報酬を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者は、当社の取締役４名を含む当社グループの取締役及び従業員計 18 名となります。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が 1 億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。 透明性及び公正性の確保を目的として、2025 年 12 月 16 日開催の取締役会において、独立社外役員を議長とする任意の指名・報酬委員会を設置いたしました。 取締役の報酬は、経営環境、役位、職責、全社業績、会社への貢献度及び個人の業績指標等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会における審議を経たうえで、その答申を踏まえ、取締役会において決定しております。取締役の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬により構成されております。報酬は、毎月一定の時期に支給することとしております。 また、常勤取締役の報酬の決定に際しては、株主からの負託に応えるべく、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を踏まえ、それぞれの職責に見合った報酬体系及び報酬水準となるように検討を行っております。

社外取締役については、業務執行から独立した立場にあることに鑑み、業績により変動する要素を排除した報酬体系・報酬水準としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対するサポートは、事務局として経営企画部が担当しております。
取締役会の資料は、原則として開催日の３日前までに共有し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役及び社外監査役に対しては、当社事業への理解を深めていただくため、就任時には、各本部の方針及び業務内容の説明を実施するとともに、事業内容の補足資料を継続的に提供しております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社における企業統治の体制は、以下のとおりであります。

ａ　取締役会
当社の取締役会は、代表取締役社長を議長とし、取締役８名(うち、社外取締役３名)で構成される業務執行の最高意思決定機関であり、法令、定款及び当社諸規程に則り、経営に関する重要事項の決定、業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。
経営の意思決定を合理的かつ迅速に行うことを目的として、原則として毎月１回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ｂ　監査役会
当社の監査役会は、常勤監査役を議長とし、監査役３名(うち社外監査役２名)で構成され、監査方針・計画の作成、監査の方法、監査業務の分担、監査費用の予算、及びその他監査役がその職務を遂行する上で必要と認めた事項について協議のうえ、決定しております。監査役会は、原則として毎月１回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。
また、監査役は、取締役会及びその他の社内会議に出席するほか、各取締役及び重要な使用人との面談並びに各事業部門に対する業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

ｃ　経営会議
経営会議は、代表取締役社長を議長とし、取締役及び代表取締役社長が指名した者で構成され、常勤監査役もこれに出席して意見を述べることができる会議体であり、取締役会付議予定の重要事項や経営上の主要課題等について事前に検討・協議を行う場として位置づけております。経営会議は、原則として毎月１回開催し、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。

ｄ　リスク・コンプライアンス管理委員会
リスク・コンプライアンス管理委員会は、経営管理本部長を委員長とし、代表取締役社長、取締役、本部長、執行役員で構成され、また、監査役もこれに出席して意見を述べることができる会議体であります。同委員会では、リスク・コンプライアンスに係る体制、取組み等の協議・決定、コンプライアンス関連情報の収集及び周知、コンプライアンス教育の計画、管理、実施及び見直し、内部通報制度の利用状況や内部通報制度において判明した事態の処理方法等について協議し、決定しております。リスク・コンプライアンス管理委員会は、原則として四半期に１回開催し、必要に応じて臨時リスク・コンプライアンス管理委員会を開催しております。

ｅ　会計監査人
当社は、EY 新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、適時適切な監査を受けております。

ｆ　内部監査
当社は、社長直轄の独立組織である内部監査室を設置し、その室長を内部監査責任者として、各部門及び子会社の内部監査を実施しております。

ｇ　指名・報酬委員会
当社では、取締役の指名及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を高めるとともに、説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であります。提出日現在、取締役会は８名（うち３名が社外取締役）、監査役会は３名（うち２名が社外監査役）で構成されております。
取締役会は、的確な意思決定と迅速な職務執行を行い、監査役会は、取締役の職務執行の適正性及び妥当性について監視及び監査を行うことで、経営管理の充実を図り、その実効性を高める体制としております。
当社は業務の適正性を確保するため、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する内部監査室を設置しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと判断し、この体制を採用しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、できるだけ早期に招集通知を発送する予定です。また、当社ホームページに招集通知を掲載する予定です。

集中日を回避した株主総会の設定	当社は２月決算であり、定時株主総会は５月開催であるため、集中日を回避した日程となっていると考えております。株主総会開催日については、より多くの株主が参加可能な日程を設定してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、上場後の定時株主総会からインターネットによる議決権行使が可能となるよう進めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、必要に応じて検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、必要に応じて検討してまいります。
その他	―
実施していない	―

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載する方針です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けには、IRウェブサイトを通じた情報提供を行う予定です。説明会等の実施については、上場後の株主構成に占める個人投資家の割合等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	当社は、必要に応じて、アナリスト・機関投資家向けの説明会や個別面談等を実施する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では具体的な実施は予定しておりませんが、上場後の株主構成等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	決算情報、適時開示資料その他の投資家向け資料を、当社ホームページ上の IR サイトに掲載する予定です。	
IR に関する部署(担	上場後は、経営管理本部を IR 活動担当部署とし、経営管理	

当者)の設置	本部長を IR 活動の責任者とする予定です。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、「コンプライアンス行動指針」を策定し、当社ホームページにステークホルダーとの関わりについて開示しております。 当社グループは、すべてのステークホルダーに対して社会的責任を果たし、信頼・評価される企業であることを目指しております。 ステークホルダーとのコミュニケーションを通じて、社会課題を把握し、事業活動及び経営に反映させております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社グループは、正確な地盤解析及び適切な地盤改良工法の提供を通じて、住宅の安全性向上と環境負荷低減に取り組んでおります。また、地盤に関する防災・減災情報の提供や液状化調査の実施により、地域社会の安全・安心の向上に貢献しております。さらに、小学生向けの体験教室の開催などを通じて、次世代への教育支援活動にも継続的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家、取引先をはじめとするすべてのステークホルダーに信頼を得られるよう、当社に関する情報を適時適切かつわかりやすく提供するため、当社ホームページ、ＩＲサイト、決算説明会等の充実を図り、積極的な情報提供を行う方針です。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することの確保並びに会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保することを目的として、内部統制システムを整備し、その適切な運用及び継続的な見直し・改善に取り組んでおります。概要は、以下のとおりであります。

１．コーポレート・ガバナンス体制

当社の取締役会は、社外取締役を含む構成とし、法令、定款及び社内規程に基づき、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。取締役は、取締役会の決定した経営方針及び役割分担に従い、適正に業務を執行しております。また、監査役は、法令及び各種規程に基づき、独立した立場から取締役の職務執行の監査を実施しております。

２．コンプライアンス体制

当社は、「経営理念」及び「行動指針」を定め、取締役及び使用人にその遵守を徹底しております。また、内部通報制度を整備し、管理部門、監査役及び外部専門機関を通報窓口として、法令違反等の早期

発見及び是正に努めております。加えて、リスク・コンプライアンス管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・強化並びにリスク管理に関する重要事項の審議・方針決定を行っております。

３．財務報告の適正性確保に関する体制

当社は、金融商品取引法その他関連法令に基づき、財務報告に係る内部統制の整備、運用評価及び継続的改善を実施しております。各部門及び子会社においては、職務分掌による相互牽制機能の確保や日常的なモニタリングを通じて、財務報告の信頼性及び適正性の確保に努めております。

４．内部監査体制

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、社内規程に基づき、業務全般について法令遵守状況、内部統制の有効性及び業務の妥当性等の観点から定期的な内部監査を実施しております。監査結果については経営陣に報告するとともに、必要に応じて改善指導を行っております。

５．情報の保存及び管理体制

情報セキュリティについては、関連規程に基づき責任体制を明確化し、情報セキュリティ・マネジメント・システムを構築・運用しております。また、取締役及び使用人の職務執行に係る文書については、法令及び社内規程に従い適切に作成・保存・管理し、重要文書については検索可能性を確保したうえで、取締役及び監査役が常時閲覧可能な体制としております。さらに、個人情報についても関連法令に基づき厳格に管理しております。

６．リスク管理体制

当社は、リスク管理規程に基づき、全社的かつ体系的なリスク管理体制を構築しております。各部門において事業に関連するリスクの識別・評価を行い、優先度に応じた対応策を策定・実施しております。これらの活動は管理部門が統括・支援し、リスク・コンプライアンス管理委員会が重要事項の審議及び監督を行っております。重大なリスクについては取締役会への報告体制を整備しております。

７．業務執行の効率性確保に関する体制

当社は、社内規程の整備により各役職者の権限及び責任を明確化し、適正かつ効率的な業務執行を確保しております。取締役会は原則として定期開催し、必要に応じて臨時開催することで機動的な意思決定を行っております。また、中期経営計画及び年度予算を策定し、その進捗状況を適切に管理・監督する体制を構築しております。

８．企業集団における業務の適正確保

当社は、子会社を含む企業集団全体において「経営理念」及び「行動指針」の共有・浸透を図るとともに、関係会社管理規程に基づく報告・承認体制を整備しております。子会社からは定期的に業務執行状況の報告を受け、重要事項については事前承認を求める運用としております。また、内部監査の実施や

役員の派遣等を通じて、子会社の業務執行の適正性を確保しております。

９．監査役の監査実効性確保に関する体制
当社は、監査役の職務を補助する体制を整備するとともに、その独立性を確保しております。また、取締役及び使用人並びに子会社関係者から監査役への報告体制を整備し、重要事項について迅速かつ適切に報告される仕組みとしております。さらに、監査役は取締役会その他の重要会議への出席権限を有し、内部監査部門及び会計監査人との連携を通じて監査の実効性を高めております。加えて、監査役への報告を理由とする不利益取扱いの禁止や、職務執行に必要な費用の確保等により、適切な監査環境の維持に努めております。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、当社及びグループ会社においては、反社会的勢力等とは業務上の取引関係を含めて、一切の関係を遮断する方針としております。

反社会的勢力排除体制については、以下のような体制としております。
・反社会的勢力の排除に関する最高責任者は、当社においては当社社長とし、子会社においては当該子会社の社長とする。なお、当社社長はグループ全体の統括責任者としての責任を負っております。
・反社会的勢力への対応等の担当部門は、各社の総務業務を管轄する部門としております。
・各部門の担当者は、契約の相手方等が反社会的勢力であるとの疑いがある場合には、速やかに担当部門に連絡し、その指示を仰ぐこととしております。
・担当部門は、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行っております。

また、当社及び子会社は、締結するすべての契約等に反社会的勢力排除条項を挿入するなど、反社会的勢力との関係を遮断するための措置を講じております。
さらに、反社会的勢力排除体制の一環として、「公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター」に加盟し、情報連携を図っております。

Ⅴ．その他

１．買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

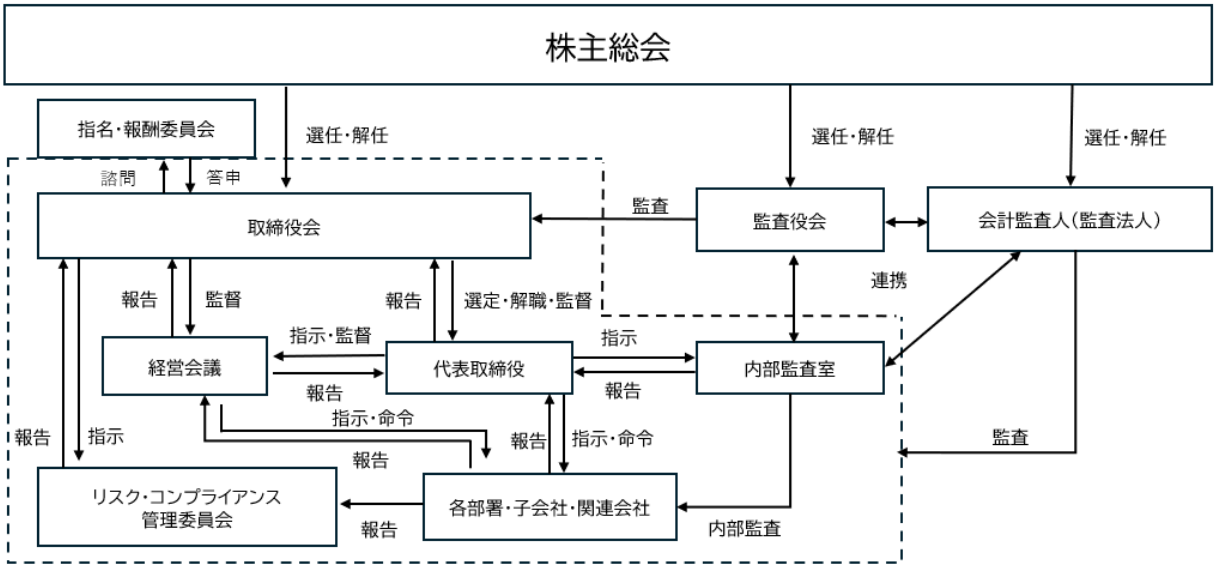
―

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート･ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフロー図を参考資料として添付いた

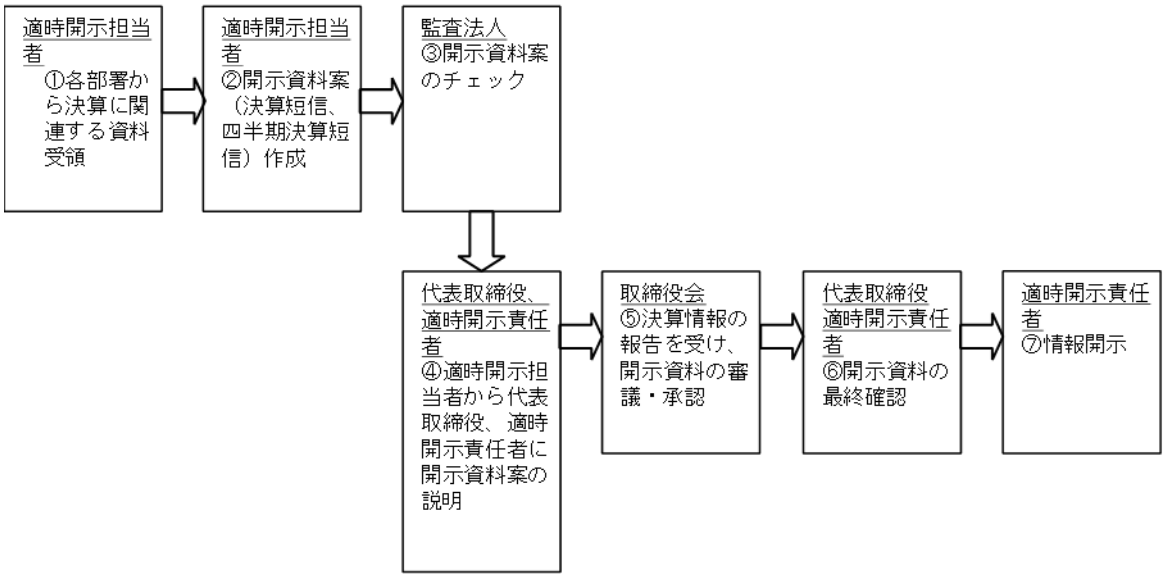
します。

コーポレート・ガバナンス体制

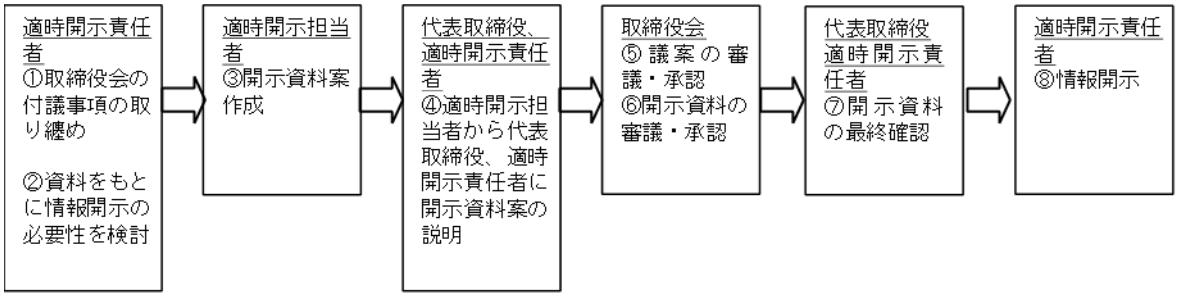


適時開示手続き

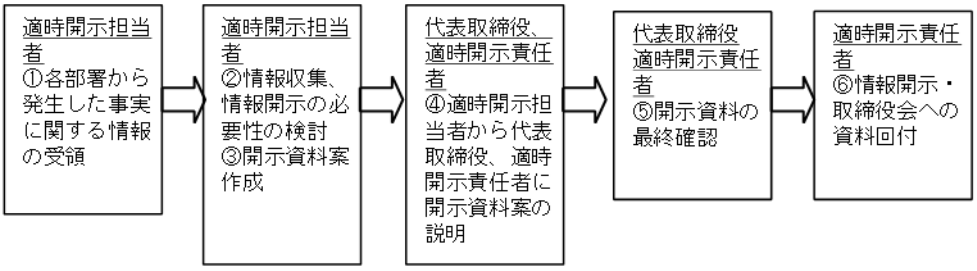
決算情報



決定事実



発生事実



以上